

山口市産業集積地域の指定について

山口市内において未利用となっている企業の立地に適した私有地を産業を集積する地域として指定し、市内に立地を希望する企業等に情報を広く提供することで、市外からの企業立地、市内立地企業の増設等の事業活動を支援します。

【登録の流れ】



本市の優遇制度の適用要件を満たした場合、操業開始後、用地取得に対する補助金の交付を受けられる可能性があります。

交付金額：**土地取得価格の20%又は固定資産評価額の30%のいずれか低い額**（※限度額なし）

【指定に関する主な要件】

- 周辺の土地利用と調和が取れており、近隣の市民生活や事業活動に対し騒音や交通渋滞等の影響を与えることが見込まれない土地であること。
- 周辺において同様の土地利用がなされている、もしくは可能な土地であって、敷地面積が概ね40,000㎡以上の一団の土地であること。ただし、当該土地が既に企業が集積している地域の隣接地で当該土地と併せて概ね40,000㎡以上となる場合にあっては、敷地面積は概ね10,000㎡以上の一団の土地であることとする。
- 十分な幅員の公道に接続し、又は接続することができるものであること。
- 土砂災害特別警戒区域や一定以上の浸水想定区域など、自然災害の発生により甚大な被害が想定される区域でないこと。
- 所有権の権利の帰属について争いが無いこと。また、所有権その他の権利を有する者全員の同意を得ていること。

【留意事項】

- 登録された土地に係る情報については閲覧又はホームページ等により広く第三者に提供します。
- 登録の有効期間は登録を決定した日から2年間とします。
- 市は情報提供を行うのみで、交渉及び当該交渉に係る契約について関与せず、一切の責任を負いません。

【お問い合わせ先】

山口市経済産業部 産業立地推進課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2813 / FAX 083-934-2961 / Email sangyo-r@city.yamaguchi.lg.jp